

福祉健康部食物アレルギー対策ワーキングチーム設置要領

第 1 設置

調布市立学校で発生した食物アレルギーに起因する児童死亡事故を踏まえ、福祉健康部が所管する施設及び福祉健康部に関連する団体が管理運営する施設のうち、食事を提供する施設（以下「供食施設」という。）における食物アレルギー（内服薬に対する禁忌食物の摂取による反応を含み、内服薬そのものに対するアレルギーを除く。以下同じ。）事故の対応策について検討するため、福祉健康部食物アレルギー対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

第 2 所掌事項

ワーキングチームは、供食施設における食物アレルギー事故の対応策に係る次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 食物アレルギー事故の防止に関すること。
- (2) 食物アレルギーによる緊急時対応に関すること。
- (3) 食物アレルギーを含む給食指導に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、供食施設における食物アレルギー事故の対応策の策定に必要な事項

第 3 構成

ワーキングチームは、福祉健康部長が依頼する次の各号に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

- (1) 次に掲げる施設を管理運営する法人の代表者が推薦する当該施設の管理運営に携わる者
 - ア 調布市総合福祉センター
 - イ 調布市ちょうふの里
 - ウ 調布市国領高齢者在宅サービスセンター
 - エ 調布市知的障害者援護施設
 - オ 調布市希望の家
 - カ 調布市知的障害者ケアホーム

キ 調布市デイセンターまなびや

- (2) 福祉健康部高齢者支援室長が指名する当該部署に所属する職員
- (3) 福祉健康部障害福祉課長が指名する当該部署に所属する職員
- (4) 福祉健康部健康推進課長が指名する当該部署に所属する職員

第4 任期

メンバーの任期は、福祉健康部長が依頼した日から供食施設における食物アレルギー事故対応策を福祉健康部長に報告する日までとする。

第5 リーダー

ワーキングチームにリーダーを置く。

- 2 リーダーは、メンバーが互選する。
- 3 リーダーは、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。

第6 会議

ワーキングチームの会議は、リーダーが招集する。

第7 庶務

ワーキングチームの庶務は、福祉健康部高齢者支援室及び障害福祉課が共同して処理する。

第8 雑則

この要領に定めるもののほかワーキングチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年10月4日から施行する。
- 2 この要領は、ワーキングチームが福祉健康部長に供食施設における食物アレルギー事故対応策を報告した月の末日に、その効力を失う。